

薬学的管理及び指導の充実について

骨子【I-7】

第1 基本的な考え方

1. 相応の体制整備が必要となることから、在宅業務に十分に対応している薬局の評価を行う。また、地域の薬局との連携を図りつつ、当該薬局自らの対応を原則とし、24時間調剤及び在宅業務を提供できる体制等を考慮して、基準調剤加算の算定要件を見直す。

「重点課題1-3-⑪」を参照のこと。

2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から、無菌調剤室を共同利用する場合に無菌製剤処理加算を算定可能とするとともに、当該加算の評価対象に麻薬を追加し、また、乳幼児に対する当該加算の評価を充実する。

「重点課題1-3-⑪」を参照のこと。

3. チーム医療の一つとして、薬剤師による一層の在宅患者訪問薬剤管理指導が求められていることを踏まえて、診療報酬と調剤報酬の在宅患者訪問薬剤管理指導の算定要件を揃える。

「重点課題1-3-⑫」を参照のこと。

4. お薬手帳を必ずしも必要としない患者に対する薬剤服用歴管理指導料の評価を見直す。

5. 薬剤服用歴管理指導料について、服薬状況並びに残薬状況の確認及び後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認のタイミングを、調剤を行う前とするよう見直す。

第2 具体的な内容

1. 在宅薬剤管理指導業務を推進する観点から、以下の対応を行う。
 - (1) 基準調剤加算の評価の見直し
「重点課題 1-3-⑪」を参照のこと。
 - (2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則における明確化
「重点課題 1-3-⑪」を参照のこと。

2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から、以下の対応を行う。
 - (1) 他の保険薬局の無菌調剤室の利用
「重点課題 1-3-⑪」を参照のこと。
 - (2) 無菌製剤処理加算の拡大
「重点課題 1-3-⑪」を参照のこと。

3. 在宅患者訪問薬剤管理指導の算定要件の統一
「重点課題 1-3-⑫」を参照のこと。

4. 薬剤服用歴管理指導料におけるお薬手帳の特例
薬剤服用歴管理指導料について、お薬手帳を必ずしも必要としない患者に対し特例を新設する。

現 行	改定案
【薬剤服用歴管理指導料】（処方せんの受付1回につき） 41点 [算定要件] 注 患者に対して、次に掲げる指導等のすべてを行った場合に算定する。	【薬剤服用歴管理指導料】（処方せんの受付1回につき） 41点 [算定要件] 注 患者に対して、次に掲げる指導等のすべてを行った場合に算定する。 <u>ただし、次に掲げるハを除くすべての指導等を行った場合は、所定点数にかかわらず、処方せんの受付1回につき34点を算定する。</u>

<p>イ～ロ 略</p> <p>ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。</p> <p>ニ～ホ 略</p>	<p>イ～ロ 略</p> <p>ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。</p> <p>ニ～ホ 略</p>
--	--

5. 服薬状況等の確認のタイミングの明確化

薬剤服用歴管理指導料について、服薬状況並びに残薬状況の確認及び後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認のタイミングを、調剤を行う前の処方せん受付時とするよう見直す。